



宮 崎 県 公 報

平成20年4月21日(月曜日) 第1974号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

告 示

○森林病虫害等防除法に基づく駆除命令(薬剤防除)……………(自然環境課) 1

頁

公 告

○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 1
○土地改良区の役員の就退任の届出……………(農村整備課) 1
○基本測量の実施の通知(2件)……………(管理課) 2
○基本測量終了の通知……………(") 2

告 示

宮崎県告示第 296号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

平成20年4月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町並びに西臼杵郡高千穂町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課並びに宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市及びえびの市の市役所並びに児湯郡高鍋町及び新富町、東臼杵郡門川町並びに西臼杵郡高千穂町の役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成20年5月20日から平成20年7月10日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

- (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
- (2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 297号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年4月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 保安林予定森林の所在場所 日南市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、吾田土地改良区(日南市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成20年4月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	山 元 陸 愛	日南市大字平野26番地
理 事	甲 斐 武 夫	日南市吾田西1丁目4番20号
理 事	砂 糖 新 一	日南市大字星倉1824番地2
理 事	平 元 源 次	日南市大字星倉6082番地1

理 事	村 角 善 兵	日南市大字星倉5255番地イ
理 事	谷 口 弘	日南市大字戸高 896番地
理 事	田 中 重 信	日南市大字平野8149番地
理 事	甲斐玉 廣 行	日南市西弁分 5 丁目 1 番10
監 事	伊豆元 優	日南市大字戸高1322番地
監 事	由 地 重 信	日南市中平野 4 丁目 1 番11号

(任期：平成24年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	比江島 末 弘	日南市大字西弁分 713番地
理 事	甲 斐 武 夫	日南市吾田西 1 丁目 4 番20号
理 事	本 田 友 重	日南市戸高 2 丁目18番地 8
理 事	山 元 陸 愛	日南市大字平野26番地
理 事	砂 糖 新 一	日南市大字星倉1824番地 2
理 事	戸 田 利 光	日南市大字平野 764番地
理 事	村 角 善 兵	日南市大字星倉5255番地イ
理 事	平 元 源 次	日南市大字星倉6082番地イ
監 事	伊豆元 優	日南市大字戸高1322番地
監 事	由 地 重 信	日南市中平野 4 丁目 1 番11号

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成20年 4 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2 作業地域
管内全域
- 3 作業期間
平成20年 4 月 7 日から平成21年 3 月27日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成20年 4 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
基本測量（基準点測量）
- 2 作業地域
宮崎市、日南市、小林市、
児湯郡西米良村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、
西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡五ヶ瀬町
- 3 作業期間
平成20年 5 月15日から平成21年 1 月30日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 2 項の規定により、平成19年宮崎県公報第1872号による基本測量（1：25,000地形図修正測量）が平成20年 3 月24日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成20年 4 月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫